

平成21年 5月20日現在

研究種目：若手研究（B）  
 研究期間：2006～2008  
 課題番号：18730005  
 研究課題名（和文） グスタフ・ラートブルフとヘルマン・U・カントロヴィッツの交友関係について  
 研究課題名（英文） The relationship between Hermann U. Kantorowicz and Gustav Radbruch

研究代表者  
 足立 英彦（ADACHI HIDEHIKO）  
 金沢大学・法学系・准教授  
 研究者番号：30397202

研究成果の概要：本研究では、20世紀前半のドイツで活躍した法学者であるグスタフ・ラートブルフ（Gustav Radbruch）とヘルマン・U・カントロヴィッツ（Hermann U. Kantorowicz）の交友関係を、彼らが交わした手紙の読解等を通して明らかにすることを目的とした。当初の予定通り、研究期間内にドイツの大学図書館で保存されているカントロヴィッツのラートブルフ宛手紙の多くを複写し、その読解を進めた。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	400,000	0	400,000
2007年度	400,000	0	400,000
2008年度	400,000	120,000	520,000
年度			
年度			
総計	1,200,000	120,000	1,320,000

研究分野：法理学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：基礎法学・思想史・法理学

## 1. 研究開始当初の背景

20世紀前半にドイツで活躍した法哲学・刑法学者であるグスタフ・ラートブルフ（Gustav Radbruch, 1878-1949）は、これまで、彼の主著『法哲学』や『法学入門』『法哲学綱要』などの多くの著作を通して、日本をはじめ世界各国の法学関係者に、なかでもとりわけ法哲学界に大きな影響を与えてきた。現代でもその影響力は衰えることなく、たとえば、極端に不正義な法律の効力を否定する彼の主張が「ラートブルフ定式（公式）」という名で広く知られるようになり、とくにドイツでは裁判所の判決でも引用されてい

る。このように、法学の世界はもとより、法実務においても、彼の影響は無視できないものがある。

ヘルマン・U・カントロヴィッツ（Hermann U. Kantorowicz, 1877-1940）はラートブルフの親友であり、とくに法哲学・法学の歴史・中世史学・刑法学などの分野で業績を残したユダヤ系の法学者である。

ラートブルフとカントロヴィッツは、1900年にベルリン大学で知り合ってから1940年のカントロヴィッツの死まで、互いに信頼しあい、非常に親密な交友関係を持ち続けた。そして、法哲学・法思想史上、非常に重要な意義を有するカントロヴィッツの「自由法」

の考えや、「相対主義」と「方法二元論」を根幹とするラートブルフの法理論が、この両者の交友関係なしには生み出されなかったであろうことは、すでに周知の事実とされているように思われる。

しかしながら、そういった事実を含め、彼らの交友関係についての我々の知識の多くは、ラートブルフの自伝『心の旅路』等、ラートブルフやカントロヴィッチが自ら公表した著作や、ラートブルフの下で学んだ、彼に忠実な学者が記録したものに基づいており、その批判的な検討作業は、日本においてはもとよりドイツにおいても未だほとんど行われていないといつてよい。

そのような背景の下で、本研究の代表者は、ラートブルフとカントロヴィッチの間で交わされた手紙等の一次資料を調査することを通じて、彼らの交友関係を、その時代的・政治的背景をも考慮しつつ批判的に研究し、それによってラートブルフやカントロヴィッチに対する従来の見方を再検討する必要があるのではないか、という着想に至った。

## 2. 研究の目的

本研究の直接の目的は、先ほども述べたように、ラートブルフとカントロヴィッチの間で交わされた手紙等の一次資料を調査することを通じて、彼らの交友関係を批判的に検討し、それによって従来のラートブルフ像、カントロヴィッチ像の再検討をすることにあった。

しかし、より大きな目的としては、この調査によって明らかにされるであろうラートブルフとカントロヴィッチの間の学問的交流の検討をふまえて、とりわけ日本の法学・法哲学界に大きな影響を与えたラートブルフの法概念論（「法は正義に奉仕するという意味をもつ現実である」ラートブルフ（田中耕太郎訳）『法哲学』（東京大学出版会、1961年）151頁）や法理念論（正義・合目的性・法的安定性という法理念の三側面や、法の目的の相対主義的把握など）の成立過程を再検討し、それによって現在の法概念・法理念一般に関する研究潮流に貢献する、ということをも企図するものであった。

しかしながら、とくにドイツ語を母国語としない本研究代表者にとっては、本研究の3年間という研究期間において、調査・研究が完結しうるものでないことはあらかじめ予想されていた。したがって、本研究の研究期間内には、一次資料の保存状況の確認と若干の資料読解を進めることで、今後長期にわた

るであろう研究遂行の条件や可能性（とくに将来における手紙の出版に関する）を見極めることを具体的な主要目的とすることにした。

## 3. 研究の方法

本研究の一次資料であるラートブルフ・カントロヴィッチの手紙の多くは、ドイツのハイデルベルク大学図書館とフライブルク大学図書館に保存されているので、研究期間の初年度には両図書館を訪問することにした。そして、とくにカントロヴィッチのラートブルフ宛手紙の多くを複写して日本に持ち帰った。

この調査の結果、同手紙の多くがタイプライターで清書されていることが判明したので、研究開始前に予想された手書きの文章読解に伴う困難は相当程度、減少した。しかし、清書には不完全な部分も多く、やはり読解には相当の時間がかかることも判明した。

以上の作業と同時並行的に、すでにその一部が出版されているラートブルフのカントロヴィッチ宛手紙の読解も進めた。また、20世紀前半のドイツの法学、法哲学等に関わる独・英語の文献購入も進め、当時の学問的、時代的背景を把握することも心がけるようにした。

また、研究期間の2年目と3年目には、それぞれ海外の学会で発表し、様々な研究者から貴重な意見をいただき、本研究に反映させた。

さらに、研究期間の終了直前（2009年3月）には、本研究の代表者がかつて滞在したドイツ・キール大学を訪問し、今後の研究の進め方について同大学法学部教授のロバート・アレクシー（Robert Alexy）から助言を受けた。また、同学部助手のニルス・タイフケ（Nils Teifke）からも助言を受けた。

## 4. 研究成果

本研究の成果としては、第1に、ラートブルフやカントロヴィッチが互いに相手の著作に対して行っている評価や批判、彼らの同時代の学者に対して行っている評価や批判、また、彼らの友人達との意見交換を通じて、彼らが新しい法学理論を打ち立てようとする姿を確認することができた。

第2に、研究対象である手紙の読解作業については、今後も相当長期にわたって慎重に進めなければならないことも確認できた。なお、本研究の代表者は、以前、ラートブルフの講義草稿を出版したことがあるが

(Gustav Radbruch, *Rechtsphilosophische Tagesfragen*, hrsg. v. Hidehiko Adachi und Nils Teifke, Baden-Baden 2004)、彼らの手紙を出版するとすれば、この講義草稿と同程度、またはそれ以上の手間と時間が必要であると推測される。

第3に、とくにラートブルフの主張は、当時の新カント派などの思想を利用しつつも、それを逸脱してしまっている部分があることが判明した(同様の主張は、たとえば、Jan-R. Sieckmann, *Reconstructing Relativism. An Analysis of Radbruch's Philosophy of Law*, *Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie* (2009) 15 などにもみられる)。そして、とくに、ラートブルフの法概念論を理解するためには、当時の思想的枠組みを参照するだけではまったく不十分であるという結論にも達した。このため、とくにラートブルフの理論を含め、これまでの法学の歴史で唱えられてきた様々な法概念論を整理し、比較するための明確な理論的枠組みを構成することが必要であるという着想に至った。

この第3の点については、2009年度より、新たな科学研究費補助金研究(研究課題名「法概念の論理的分析」 課題番号21730006 研究代表者:足立英彦)として、2012年度まで取り組むことになっている。このように本研究は、研究代表者の今後の研究内容に広がりを与えるきっかけとなったという点でも、非常に有意義なものであった。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 2件)

①足立英彦 (満・劉訳)「關於拉德布魯赫『法哲学的日常問題』的意義」*太平洋学報* 9 卷 (2008年) 35-37 頁 査読無

②Hidehiko Adachi, Hermann Kantorowicz and Legal Reform in Japan, *Socio-Cultural Transformation in the 21st Century?* 2007, pp. 359-363 査読無

[学会発表] (計 2件)

①足立英彦「自然法論・法実証主義と様相論理」第7回東アジア法哲学学会、2008年9月22日、中国・長春市

②足立英彦「ラートブルフ『法哲学の日常問題』の意義について」第4回ラートブルフ・セミナー、2007年5月20日、中国・汕頭大学

[図書] (計 3件)

①足立英彦「『ラートブルフ・テーゼ』(実証主義は法律家を無防備にする)について」青井秀夫・陶久利彦編『ドイツ法理論との対話』(東北大学出版会、2008年) 289-302 頁

②足立英彦「価値相対主義法哲学: ラートブルフ」深田三徳・濱真一郎編著『よくわかる法哲学・法思想』(ミネルヴァ書房、2007年) 36-37 頁

③足立英彦「再生自然法論とラートブルフ」深田三徳・濱真一郎編著『よくわかる法哲学・法思想』(ミネルヴァ書房、2007年) 52-53 頁

〔その他〕

①ロバート・アレクシー（足立英彦訳）「法哲学の本質」青井秀夫・陶久利彦編『ドイツ法理論との対話』（東北大学出版会、2008年）11～29頁

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

足立 英彦 (ADACHI HIDEHIKO)  
金沢大学・法学系・准教授  
研究者番号：30397202

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

なし